

速報！さくらユウワ通信

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

旧年中は各方面の皆様方に大変お世話になりました。本年もさくら優和パートナーズグループをどうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて今年は【甲（きのえ）辰（たつ）】の年です。干支は「十干」と「十二支」の組み合わせで、「十干」は甲（こう：きのえ）、乙（おつ：きのと）、丙（へい：ひのえ）、丁（てい：ひのと）、戊（ぼ：つちのえ）、己（き：つちのと）、庚（こう：かのえ）、辛（しん：かのと）、壬（じん：みずのえ）、癸（き：みずのと）で構成されます。

「十二支」は言わずと知れた、子（ね：ねずみ）、丑（うし）、寅（とら）、卯（う：うさぎ）、辰（たつ）、巳（み：へび）、午（うま）、未（ひつじ）、申（さる）、酉（とり）、戌（いぬ）、亥（い：いのしし）と、その年を12種類の動物になぞらえたものです。

昨年は、【癸（みずのと）卯（う）】の年で10年の運氣サイクルの終わりにあたる年でしたが、今年は一転して【甲（きのえ）】に戻って新たな運気のスタートの年となります。

奇しくも「辰」の文字の由来は「震」。生き物がダイナミックに成長して変貌を遂げる様を天に駆ける辰（龍）になぞらえたと言われています。それゆえ、辰年は、物事が目に見えて大きく動き、変わっていく年。今までの流れに囚われない予想外の変化が起こる一年となることが予想されるとのこと。

我々の事業も大きく変化し、成長するチャンスのある年となるかもしれません。

令和6年1月1日から電子帳簿保存法がスタート

令和4年から2年間の宥恕期間を経て、令和6年から電子取引データの電子保存が義務化されます。

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして紙で保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんでした。

しかし、令和6年からは保存要件に従って電子データの保存を行うことが原則として必要となります。

《保存要件》

- ・ **改ざん防止のための措置**をとる必要があります。
- ・ 「**日付・金額・取引先**」で検索できる必要があります。
- ・ ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

猶予措置について

ただし、次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、上記の《保存要件》を満たさなくても、電位取引データを単に保存しておけば良いこととされました。

イ 保存要件を満たせなかったことにつき、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合

ロ 税務調査時に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

【熊本本部代表 岡野 訓】